

埼玉県社会保障推進協議会規約

前文

社会保障は日本国憲法 25 条にもとづいた国民の基本的な権利であり、世界の労働者階級を先頭にたたかいた歴史的到達に立脚しつつ、労働者・国民の要求と運動によりたたかいとられてきたものである。

平和と民主主義の擁護発展は国民の諸権利拡大の前提条件となるものであり、また権利としての社会保障の拡充は労働者・国民の団結と不断の努力によりもたらされるものである。

社会保障・福祉の向上を願うすべての人々と団結した運動を展開していくことをめざし、埼玉における県民各界各層の運動の蓄積による多くの成果を受け継いで発展させ、日本の社会保障制度の拡大充実のための諸活動を全県民的な規模ですすめていくために、以下の規約を定め、諸活動をする。

第 1 条（名称および構成）

この会は、「埼玉県社会保障推進協議」（略称、埼玉社保協）と称し、会の趣旨に賛同する県内の団体、個人および地域の協議会（地域社保協）で構成する。

第 2 条（事務所）

この会の事務所をさいたま市浦和区岸町 7 - 12 - 8 自治労連会館 1 階におく。

第 3 条（目的）

この会は、日本の社会保障制度および埼玉における社会保障の拡充のための諸活動を推進することを目的とする。

第 4 条（運動と事業）

この会は、前条の目的を達成するため、次の運動ならびに事業を行う。

- 1、日本の社会保障制度の実態を明らかにし、真の社会保障制度を確立する運動を推進する。
- 2、参加団体・個人相互の連携を深めて統一的な運動を推進し、全県民的な視野に立って、社会保障拡充をもとめる幅広い共同を構築していく。
- 3、社会保障制度の調査研究および埼玉における社会保障にかかわる県民の実態、要求、自治体の施策等についての調査研究を行う。
- 4、教育啓蒙、情報交流を推進するための機関紙誌・情報紙誌の発行、研究・学習・討論集会などの開催を行う。
- 5、地域の協議会と連携・協力し、地域における運動の発展に必要な諸活動を推進する。
- 6、その他必要な事業ならびに運動を推進する。

第 5 条（中央団体）

この会は、中央社会保障推進協議会に加盟する。

第 6 条（機関と運営）

- 1、この会に次の機関をおく。

総会

運営委員会

- 2、総会はこの会の決議機関とし、すべての加盟団体の代表および個人会員、

役員で構成し、原則として年1回開催する。

- 3、運営委員会はこの会の執行機関とし、会計監査を除く役員で構成し、適時会議を開催する。
- 4、運営委員会のもとに常任委員を構成し、日々の活動を推進する。
- 5、運営委員会は必要に応じて専門部会、政策委員会を設ける。
- 6、運営委員会の日常業務を遂行するため、事務局をおく。

第7条

1、この会に次の役員をおく。

会長	1名
副会長	若干名
事務局長	1名
事務局次長	若干名
運営委員	若干名
会計監査	2名

- 2、会長はこの会を代表し、総会、運営委員会を召集する。副会長は会長を補佐しまたは代理する。
- 3、事務局長は事務局を統括し、日常業務の執行にあたる。事務局次長は事務局長を補佐しまたは代理する。
- 4、運営委員は、この会の業務の執行にあたる。
- 5、会計監査は、この会の会計を監査する。
- 6、役員は総会で選出する。

第8条（地域社保協準備会）

地域の協議会の準備組織（地域社保協準備会）は、この会の諸活動にオブザーバーとして参加することができる。

第9条（協力会員）

- 1、この会の趣旨に賛同し希望する団体および個人は運営委員会の承認により協力会員になることができる。
- 2、協力会員は、この会の諸活動に参加し、各種の情報の提供をうけることができる。

第10条（財政）

- 1、この会の財政は、会費および補助金、寄付金その他によってまかなう。
- 2、団体および地域の協議会の会費は月額1口1000円、個人会員は月額1口200円とし、口数は応分に負担するものとする。

第11条（付則）

- 1、この規約の改廃は総会の議によるものとする。
- 2、この規約は、1993年6月24日より発効する。
- 3、1993年12月21日一部改定。
- 4、1997年12月20日一部改定。